

厚生委員会記録

開催日時 平成27年7月1日(水) 13:07~14:09

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

小林 照代 委員長
井岡 正徳 副委員長
猪奥 美里 委員
中川 崇 委員
米田 忠則 委員
出口 武男 委員
秋本登志嗣 委員
小泉 米造 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 土井 健康福祉部長

上山 こども・女性局長

渡辺 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第55号 平成27年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(厚生委員会所管分)

議第56号 平成27年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算(第1号)

議第58号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

議第62号 奈良県障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例

議第63号 奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

議第64号 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

報第 1 号 平成 26 年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成 26 年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(厚生委員会所管分)

報第 5 号 一般財団法人奈良県健康づくり財団の経営状況の報告について

報第 17 号 なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況の報告
について

(2) その他

<会議の経過>

○小林委員長 ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日、当委員会に対しまして、1 名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

また、その後の申出についても、先の方を含めまして、20 名を限度として許可すること
にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、認めることといたします。

それでは案件に入ります。議案の審査についてです。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせ
により、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじ
めご了承願います。

それでは、付託議案につきまして、健康福祉部長、子ども・女性局長、医療政策部長の
順に説明をお願いいたします。

○土井健康福祉部長 それでは、6 月定例県議会提出議案のうち、健康福祉部に係ります
議案につきましてご説明を申し上げます。本日は 6 つの資料をお目通しいただくことにな
ります。簡潔な説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、議第 55 号、平成 27 年度奈良県一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、
「平成 27 年度 6 月補正予算案の概要」に基づきご説明させていただきます。

4 ページ、4 健康づくりの推進でございます。

1つ目の「スマホ」を活用した生活支援サービス提供事業につきましては、山間部の高齢者等の実情に応じた健康づくりをはじめとする生活支援機能を備えたスマートフォンのアプリケーションの開発等を行うものでございます。

なら健康長寿基本計画推進事業につきましては、健康寿命日本一を目指した取り組み状況を把握するため、都道府県別、市町村別の男女別健康寿命を算出するプログラムの作成等を行うものでございます。

5 ページ、6 福祉の充実でございます。

1つ目の障害者雇用ビジネスモデル推進事業につきましては、障害者雇用の拡大を図るため、新たなビジネスモデルとして複数の社会福祉法人や中小企業等が組合員となり、障害者を雇用する事業協同組合の設立に要する経費につきまして補助を行うものでございます。

地域医療介護総合確保基金積立金につきましては、新たに介護分野における基金の積み増しを行うものでございます。

地域密着型サービス施設等整備促進事業につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、小規模多機能型居宅介護事業所など、地域密着型のサービス等の整備を促進するものでございます。

6 ページ、介護人材確保対策推進補助事業につきましては、市町村や民間団体が実施する人材の参入促進や資質の向上、労働環境や処遇の改善などの取り組みに対しまして補助を行うものでございます。

認知症初期集中支援チーム員研修・認知症地域支援推進員研修事業につきましては、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築するため、市町村が新たに配置するチーム員並びに推進員を対象とした研修を実施するものでございます。

福祉・介護人材確保協議会運営事業につきましては、県全域における人材の確保、育成を推進するため協議会を設置いたしまして、事業所の認証制度の導入のほか、同協議会を核とした協働による取り組みを推進するものでございます。

福祉・介護人材算入促進事業につきましては、総合的な福祉人材確保策といたしまして、人材マッチング機能の強化や職場体験等を実施するものでございます。

福祉・介護人材定着支援事業につきましては、新規入職者のうち離職した方を対象に離職理由等を調査いたしまして、必要に応じて事業所へ専門家を派遣いたしまして、事業所における就労環境等の改善を支援するものでございます。

財源更正につきましては、認知症介護専門職支援事業のほか5つの事業につきまして、国庫支出金等から地域医療介護総合確保基金への財源の振りかえを行うものでございます。

以上が健康福祉部に係ります平成27年度6月補正予算案の概要でございます。

続きまして、条例案につきまして、「厚生委員会資料（条例）」に基づきご説明を申し上げます。

1 ページ、議第58号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございます。要旨の1附属機関の設置、(1) 奈良県地域福祉推進計画策定委員会につきましては、県、市町村、社会福祉協議会等が連携、協働して奈良県域における地域福祉を推進する計画を策定するに当たりまして、その内容等について検討を行うため、新たに設置しようとするものでございます。

(2) 奈良県福祉・介護人材確保協議会につきましては、さきほど予算案でもご説明申し上げましたとおり、奈良県全域において人材の確保、育成を推進するため、新たに設置しようとするものでございます。

条文は2ページ、新旧対照表は3ページのとおりでございます。

続きまして、4ページ、議第62号、奈良県障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例でございます。これは平成28年度以降の指定管理者の募集に当たりまして、事業者の経営努力をより一層促すことを目的といたしまして、利用料金制の対象範囲を拡大するため所要の改正をしようとするものでございます。

条文は5ページ、新旧対照表は6ページのとおりでございます。

続きまして、7ページ、議第63号、奈良県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、国の基準改正に伴いまして、養護老人ホームが介護保険サービスを提供する場合の職員配置等の基準につきまして所要の改正をしようとするものでございます。

条文は8ページ、新旧対照表は10ページのとおりでございます。

以上が健康福祉部に係ります条例案の概要でございます。

続きまして、報第1号、平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について、「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」に基づきご説明させていただきます。

62ページ、4健康福祉費のうち、2障害福祉費及び3長寿社会費でございます。授産商品消費拡大事業につきましては、国の平成26年度補正に伴い、2月補正予算に計上したものにしまして記載の金額を繰り越したものでございます。

次の老人福祉施設整備事業につきましては、事業主体のおくれにより記載の金額を繰り越したものでございます。

以上が健康福祉部に係ります繰越計算書のご報告でございます。

続きまして、報第5号、一般財団法人奈良県健康づくり財団の経営状況についてご報告させていただきます。奈良県健康づくり財団と記載されています、「平成26年度業務報告書」をお願いいたします。

1 ページ、平成26年度の事業報告でございます。Ⅱ事業の概要のうち、1. 健診事業におきましては、労働安全衛生法に基づく事業所健診、学校保健安全法に基づく学校健診など、記載の取り組み、事業を実施したところでございます。

続きまして、2. がんに関する知識の普及啓発事業では、奈良県がん征圧大会を開催するなど、記載の事業を実施したところでございます。

2 ページ、3. 検診車等の更新整備及び設備の整備等では、心電図検診車等の更新などを実施したところでございます。

3 ページ、附属明細書でございます。事業所健診では、平成26年度の受診者は合計で6万4,772人、前年度に比べますと1,072人、1.7%の増となっております。2. 学校健診におきましては、同じく平成26年度、合計で4万3,444人、前年度と比べますと517人、1.2%の減となっております。

4 ページ、3. 住民健診では、同じく平成26年度、合計で2万3,885人、前年度と比べますと1,189人、5.2%の増となっております。4. 人間ドックでは、同じく平成26年度でございますが9,231人、オプション検査等1万3,069人、合計で2万2,300人、前年度に比べますと368人、1.7%の増となっております。

5 ページ、貸借対照表でございます。当年度の資産の部でございますが、流動資産合計で5億700万円余、固定資産合計は1億8,400万円余、資産合計では6億9,100万円余でございます。負債の部では、負債合計8,700万円余でございます。正味財産の部では、正味財産の合計で6億400万円余でございます。

6 ページ、収支計算書でございます。まず、(1) 経常収益でございます。事業収入の決算額といたしまして、事業所健診で3億8,900万円余、学校健診で5,800万円余、人間ドックで3億2,100万円余など、経常収益計で8億7,700万円余となっております。なお、事業収入で、その他収入という科目がございます。予算に比べまして、700万円余増加しておりますが、これは減価償却費の年度間調整を行ったことによ

るものでございます。

次に、(2) 経常費用でございますが、給料手当 2 億 1, 3 0 0 万円余など、また、7 ページの経常費用計でございますが、決算額は 8 億 3 0 0 万円余となっております。当期経常増減額につきましては、差し引き 7, 4 0 0 万円余の黒字となっております。

続きまして、奈良県健康づくり財団の「平成 2 7 年度の事業計画書」をお願いいたします。

1 ページ、平成 2 7 年度の事業計画でございます。Ⅱ事業の概要でございますが、まず、1. 健診事業といたしましては、平成 2 6 年度と同様、労働安全衛生法に基づく各事業所健診など、記載の事業を推進することといたしております。

2. がんに関する知識の普及啓発事業につきましても、平成 2 6 年度と同様、普及啓発事業の推進など、記載の事業を推進することといたしております。

2 ページ、3. 中長期の経営安定化を目指してでございます。平成 2 7 年度には心電計、胃内視鏡システム一式の更新を予定しているところでございます。

4 ページ、収支予算でございます。(1) 経常収益の事業収入といたしましては、合計欄をごらんいただきたいのですが、事業所健診 3 億 8, 5 0 0 万円余、経常収益計で 8 億 5, 3 0 0 万円余を計上いたしております。

(2) 経常費用といたしましては、給料手当 2 億 2, 3 0 0 万円余など、経常費用計で 8 億 1, 6 0 0 万円余を計上いたしております。当期経常増減額といたしましては、差し引き 3, 7 0 0 万円余の黒字を見込んでいるところでございます。

一般財団法人奈良県健康づくり財団の経営状況の報告につきましては、以上でございます。

最後に、なら歯と口腔の健康づくり計画に基づきます施策の実施状況についてご報告をさせていただきます。「平成 2 6 年度なら歯と口腔の健康づくり計画に基づく施策の実施状況報告書」をお願いいたします。

2 ページ、三本の柱で推進しております施策の実施状況のうち、まず、1 ライフステージの取組につきましては、(1) 歯科衛生士産科医療機関派遣モデル事業といたしまして、記載の 2 つの施設において妊婦の歯周病予防指導を実施いたしました。

4 ページ、(5) 事業所等口腔保健出前説明会におきましては、重度歯周疾患の罹患予備軍である若中年者を対象に健康教育等を実施いたしました。

(7) 地域巡回指導・普及啓発事業につきましては、1 1 市町村で計 2 1 回、7 3 2 人

の高齢者を対象に健康の維持、増進に向けた指導等を実施したところでございます。

7 ページ、大きな 2 本目の柱、2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人への対応につきましては、(3) に記載のとおり、高齢者や障害者の入所施設、計 20 施設におきまして歯科口腔保健の講習会を開催いたしました。

8 ページ、最後の 3 本目の柱、3 社会環境の整備につきましては、(2) 市町村歯科口腔保健検討事業といたしまして、保健所管内の市町村単位で歯科口腔保健の推進に関する検討を実施したところでございます。

なお、13 ページ以降には再掲を含む 22 の指標の進捗状況を、また、17 ページ以降には参考データを記載しております。

以上が健康福祉部に係ります議案の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上山こども・女性局長 それでは、こども・女性局所管の条例案につきまして、「厚生委員会資料(条例)」に基づきご説明いたします。

14 ページ、奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令等の改正に伴い、保育士としてみなすことができる職員を変更する等のため、所要の改正を行うものでございます。

条文につきましては 15 ページに、新旧対照表につきましては 16 ページに記載のとおりでございます。

続きまして、報第 1 号、平成 26 年度一般会計予算繰越計算書の報告につきまして、「平成 27 年度一般会計特別会計補正予算案その他」に基づきご説明いたします。

62 ページ、4 健康福祉費のうち、4 こども・女性費でございます。「地域のみんなで支える結婚・子育て」協働推進事業から、63 ページの子どもの笑顔あふれる「なら子育て応援」プロジェクト事業、若者のライフデザインサポート事業、地域少子化対策強化事業市町村補助金、保育士キャリアデザイン支援事業、市町村子育て家庭支援充実事業、アウトリーチ型子育て支援モデル事業、以上 7 事業につきましては、国の平成 26 年度補正に伴い、2 月補正予算に計上したものにつきまして記載の金額を繰り越したものでございます。

安心子育て支援対策事業及び放課後児童クラブ施設整備費補助につきましては、事業主体のおくれにより記載の金額を繰り越したものでございます。

女性の輝く社会づくり推進事業、女性経営者等の活躍推進事業、女性起業家販路開拓支援事業、市町村地域女性活躍推進補助金までの4事業につきましては、国の平成26年度補正に伴い、2月補正予算に計上したものにつきまして記載の金額を繰り越したものでございます。

こども・女性局に関する議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○渡辺医療政策部長 医療政策部所管の6月議会提出議案につきましてご説明いたします。

「平成27年度6月補正予算案の概要」を用いまして、平成27年度奈良県一般会計補正予算案（第1号）及び平成27年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算案（第1号）につきましてご説明いたします。

5ページ、5医療の充実でございます。公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計への繰出金・医大中期目標達成促進補助金は、第2期中期目標の達成に向けた取り組みといたしまして、断らない救急体制の運営のため、新たに平成27年9月より土日の24時間、全ての救急患者を受け入れるER体制を構築するとともに、地域貢献を目的としたカリキュラムや研究の拡充に向けた奈良学の開設、そして、奈良県健康長寿大規模コホートスタディの実施、さらには女性研究者への支援の充実を図ることへの補助につきまして、一般会計から公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計に繰り出しを行うものです。

公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計への繰出金・医大・周辺まちづくりプロジェクト推進事業につきましては、県立医科大学教育・研究部門の移転、附属病院の再整備及び医大周辺まちづくりを推進することを目的に、新キャンパス予定地内の建物等補償調査を実施するため、一般会計から公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計に繰り出しを行うものです。

16ページ、平成27年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算案の事業概要の中で、医大中期目標達成促進補助金は、ただいまご説明させていただきましたとおり、県立医科大学が第2期中期目標の達成に向けましてER体制の構築、地域貢献を目的としたカリキュラムや研究の拡充等を行うことに対し補助するものです。

医大・周辺まちづくりプロジェクト推進事業は、こちらもただいまご説明させていただきましたとおり、県立医科大学の新キャンパス予定地内におきまして、建物等補償調査を実施するものとなっております。

補正予算につきましてのご説明は以上となります。

続きまして、報第1号、平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告につきましてご説明いたします。「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の63から64ページにまたがりまして、医療政策部所管の事業が5件ございます。

63ページの5医療政策費の中で、奈良県総合医療センター建替整備事業につきましては、工法検討等に不測の日時を要したことによるものでございます。医療施設防災対策推進事業、健康危機管理対策事業、自殺対策強化事業、次代の親育成事業の4事業につきましては、国の平成26年度補正に伴いまして、2月補正予算に計上したものにつきまして記載の金額を繰り越したものでございます。

医療政策部所管の6月議会提出議案は以上となっております。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○**小林委員長** ただいまの説明につきまして、質疑があればご発言を願います。なお、その他の事項については後ほど質疑の時間を設けますので、ご了承願います。

○**猪奥委員** 1つ教えていただきたいのですけれども、奈良県健康づくり財団の業務報告書なのですけれども、がんの検診受診率の目標は50%と設定されていますよね。健康づくり財団でもがん検診をしていただいているのですよね。肺がん、胃がん、それぞれ何人受診していただいたという数字は載せていただいているのですけれども、健康づくり財団でもともとフォローでき得る人数が何人で、そのうち何人受診していただいたかも併記していただくと、奈良県のがん検診の受診の目標にどれくらい寄与しているかわかります。例えば生徒の検診の総数は減っていますけれども、恐らく生徒総数は減っていますので受診率としては上がっているというように、県の目標があくまでパーセンテージであらわされているのですから、この辺も同様にあらわしていただくとわかりやすいと思うのです。以降、ご検討いただければと思います。もし何かあれば。

○**谷垣健康づくり推進課長** 猪奥委員のご指摘のとおりでございますので、全体のキャパと、実際どれぐらいそのキャパから受けておられるのかということをあわせて、今後ご報告できるように、様式などを見てみたいと思います。よろしく願いいたします。

○**井岡副委員長** ちょっと聞きたいのですけれども、健康づくり財団の収支決算書の中で、先ほど、減価償却の年度間調整と言われましたけれども、前年よりかなり上がっているのと、減価償却費自体が前年よりも下がっています。租税公課と法人税が少し上がっている。説明の時にさらっと流されたのだけれども、減価償却で600万円もふえるという、なぜ

わざわざされたのか理由を聞きたいです。

○谷垣健康づくり推進課長 健康づくり財団の業務報告書でご指摘のありました減価償却についてご説明申し上げます。

6ページの経常収益のその他収益のところ、予算が100万円余に對しまして800万円の決算と、700万円増加していることについて、先ほど、減価償却の年度間調整とご説明申し上げました。これについてご説明させていただきます。

実は、平成26年10月になりますが、桜井税務署で税務調査がございまして、そのときに、平成22年度と平成23年度に行いました胃検診車へのレントゲン機器の積みかえと、平成23年度に改修を行いました人間ドック受診者用の更衣室の増設につきまして、それぞれ減価償却に係る耐用年数を短く見込んだことによります過大償却が判明いたしましたことから、年度をまたがって減価償却費を調整したことによるものでございます。具体的に申し上げますと、胃検診車につきましてはデジタルレントゲン機器を更新いたしましたが、そのときの減価償却期間を4年で申告いたしておりましたが、税務署から、これは5年になるのではないかという指摘をいただいております。

それともう一つ、人間ドックの受診者用の更衣室につきましては間仕切り工事を行ったのですが、これを建物の附属設備として15年という減価償却で税務申告をしておりましたが、税務署から、これは建物の一部に該当するので39年という減価償却期間をとるべきだというご指摘がありまして、それぞれ減価償却を過大に見積もったことになりまして、その部分について修正申告をしたものでございます。それに応じまして、それぞれ数字の訂正をさせていただいた次第でございます。

○井岡副委員長 ということは、追徴税も払われたということですか。それと、その間仕切りなどは、建物の一部と誰でもわかるはずだけれども、こういうことを、なぜごまかすような説明をするのですか。それは、一番大事なことではないのですか。それをさらっと言われると、そういうところを、初めから言われたらよかったのだけれども。ちょっとわかるものだったら大概わかるはずなので、もう一度答弁をお願いします。

○谷垣健康づくり推進課長 修正申告に応じておりますが、税務署からは故意や過失ではないとの認定をいただいております。重加算税等は課されておられません。ただ、副委員長がおっしゃるように、減価償却の期間につきまして、認識誤りがあったということですので、今後はそういうことのないように、十分県としても指導してまいりたいと思います。以上でございます。

○土井健康福祉部長 ただいま副委員長からご指摘がございましたように、減価償却の年度間調整のことで、説明に行き届きなところがあったかと思えます。今後、このような説明にならないように、ご質問を受ける前にご説明するようにさせていただきます。以上でございます。

○小林委員長 説明のありました件でのご質問は、他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他になければ、これをもちまして付託議案に対する質疑は終わります。

続きまして、付託議案について委員の意見を求めます。順次、ご発言願います。

○小泉委員 自民党奈良は賛成でございます。

○梶川委員 創生奈良も賛成でございます。

○中川委員 維新の党も賛成でございます。

○井岡副委員長 自由民主党も賛成です。

○小林委員長 それでは、これより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第55号中当委員会所管分、議第56号、議第58号、議第62号、議第63号及び議第64号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案6件につきましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてですが、報第1号中当委員会所管分、報第5号及び報第17号について、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきたいと思いますが、ご了承願います。

それでは、これをもちまして付託議案の審査は終わります。

次に、その他事項に入ります。

医療政策部理事から南和広域医療組合の取り組みについて報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。

○中川医療政策部理事 それでは、南和広域医療体制の取り組み状況についてご報告させていただきます。

お手元の資料1、南奈良総合医療センターの工事進捗状況について1枚目になっている資料でございます。

まず、1枚目でございますけれども、近鉄福神駅前に新設をいたしております新病院の現在の進捗状況の写真の状況でございます。昨年3月に工事を着工いたしまして、おおむね順調に進捗しております。現在、この写真にありますように、本体の5階部分までコンクリートが上がっておりますので、本体の躯体工事はこれで終了というところまで進捗しております。病院の西側に看護学校と附属の体育館も、並行して整備を進めているところでございます。写真が暗くてわかりづらいのですけれども、その部分についても、外の躯体工事についてはほぼでき上がっているところでございます。内部でございますけれども、右に1階外来、2階のスタッフ部門の写真を載せておりますけれども、今、それぞれの間仕切りを入れているところでございまして、7月以降、内装工事に入っていく段取りになっております。ことしの年末に建築工事を完了させたいと工事を進めているところでございます。もう新しい病院のオープンまで1年に迫っておりますので、工事は順調に進んでいるところでございます。

2枚目でございます。(仮称)五條診療所の設置についてでございますけれども、新しい病院が1年後にスタートしますと、現在の五條市野原にあります県立五條病院が、療養期の病院になるので改修整備に入ります。病院そのものを改修しますので、1年間、休院するということで決定をいただいておりますが、この間、南和広域医療組合や五條市と県で協議を重ねて、五條市のこの地域の近隣の方、あるいは五條市の南部、さらにその南の方の外来診療について支障が出るということ、あるいは、1年間の休院後にも、その方にまた戻ってきていただきやすくするというので、1年間、プレハブの仮設の診療所を設置することとしております。場所につきましては、現在の五條病院の道を隔てた西側に五條市の保健センターがございまして、保健センターの南側の敷地があいておりますので、そちらに外来診療のプレハブ棟を設置して、主に内科と整形外科の外来をあげたいということでございます。プレハブの整備費用は県が負担し、運営を南和広域医療組合でやっていただくというスキームで整備する予定でございます。

3枚目、新しく3病院が1つの形になりまして、南和広域医療組合ができますので、組合のシンボルマークについて、先日決定させていただきました。これは、全体として南和のNをあらわしており、大きく丸を2つ左右に分けておりまして、右上は深緑になっておりまして、左下が黄色の丸。その間を、水色のウェーブで構成しておりまして、深緑が南

和の深い緑を、黄色が人の営みを、この間のウェーブになっておりますのは、清流をあらわすということで、このロゴを選んでいただきました。ロゴマークの選定に当たりましては、吉野郡に在住のデザイナー3名にご依頼させていただいて、作品を何点かつくっていただきました。それを、南和1市3町8村の副市町村長と県の幹部職員で構成している連絡調整会議のメンバーで選定させていただいた上で、知事や市町村長の出席のもと、運営会議で決定させていただいたものでございます。今後、このロゴマークを病院の建物の外、あるいは職員のバッジにつけて組合のシンボルマークとしたいということでございます。

ご報告は以上でございます。

○**小林委員長** それでは、ただいまの報告またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○**中川委員** 1つお聞きしておきますけれども、このシンボルマークにつきましては、特別にお金は発生していないという理解でよろしいでしょうか。

○**中川医療政策部理事** デザイナーの方に若干お礼をお支払いしていますけれども、それ以上の費用は発生しない形で進めさせていただいております。

○**猪奥委員** 2つお願いします。

1つは、この間自閉症協会の方からご相談を受けたのですが、平成26年末の衆議院議員選挙のときに、自閉症と知的障害を持っておられる方が投票に行かれた。被後見人の方と一緒に選挙に行かれたのだけれども、その方の意思を後見人になかなかうまく伝えることができなくて投票できなかったということが、東京の港区であったそうです。それを受けて、私も知らなかったのですが、後見人がおられる方が選挙権を2013年まで持つことができなくて、2013年によりやく選挙権を、また持つことができるようになった。この間の衆議院選挙、そして統一地方選挙は、後見人を持っておられる方からすると久しぶりないしは初めて投票する機会を得ることができた選挙だったようでございます。自閉症の方ないしは精神障害を持っておられる方の意思をうまく投票の場であらわすのはなかなか難しいと思うのですが、一義的には市町村の選挙管理委員会の担当だと思えますけれども、奈良県の福祉を担当されている方がこの件に関してどのように市町村ないしは選挙管理委員会と調整をとって知っていただくようにしているのかについて、お聞きしたいと思います。

もう一つは、奈良県総合医療センターのごくごく近くに、奈良医療センターがございます。奈良県総合医療センターと奈良医療センターと、名前が余りにも似ているために、例

えばタクシーの運転手ですとか、少し認知に難を持っておられるような患者にとっては、この2つの違いが非常にわかりにくいのだと。私も、名前は変わりましたが、今でも県立病院、新県立病院と言いますし、何らかの工夫が必要なのではないかと思います。例えば、よそから救急車を受け入れて搬送ということもありますので、その際に何か事故が起こってしまったら、そのような、急いでいる中や少し認知に難のある方にとっては、間違えてくれと言わんかのようにも受けとめられかねないのですけれども、このことに対してどのような取り組みをされているのか、あれば教えていただきたい思います。以上です。

○芝池障害福祉課長 猪奥議員からのお尋ねでございます。

このことにつきましては、心身の故障その他の理由によりみずから投票用紙に記載することができない人の投票については、先ほどお話がありましたように、公職選挙法や公職選挙法施行令で定められておまして、代理投票という制度が認められております。代理投票におきましては、投票所の事務従事者のうちから選任された投票を補助すべき者2名のうち1名が投票しようとする候補者の氏名を聞き、その支持した候補者の氏名を投票用紙に記載する。その一方で、その間、ほかの1名の方がこれに立ち合うこととされております。このように、選挙人については投票の秘密が守られなければならないこと、それから、他人からの誘導がされてはならないという原則があります。また、一方で、投票しようとする人の意思が最大限に尊重されなければなりません。そこで、代理投票におきましては、まず、投票を補助すべき者は投票の記載をする場所における投票手続に入る前に、必要に応じて選挙人の意思の確認方法等について事前に打ち合わせを行うことを適切に対応すべきこと、さらに、代理投票が認められる選挙人の対応はさまざまでございますので、投票の記載をする場所における投票手続に入った後におきましては、選挙人本人の意思確認に当たって個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応するよう、選挙が行われる都度、県選挙管理委員会から市町村に周知を図っていると聞いております。障害福祉課でもさまざまな障害の特性を理解し、障害のある人が困っていることを知り、配慮を実践していくまほろば「あいサポート運動」を活用いたしまして、選挙に当たられる方の障害への理解を深めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中川医療政策部理事 2点目は私からお答えさせていただきます。

確かに、猪奥委員がおっしゃるように、地元の自治連合会の方とお話をさせていただく中でも紛らわしいということがありまして、まだ片方はつくっている最中ですので、これ

から先のことはなるのですけれども、地元の方、あるいは奈良医療センターの方ともお話をし、両方が運用されるときまでに、愛称というか、呼称というか、そういうもので、お互いにわかるようにしていくということがいいのかと。救急車の場合は、余り奈良医療センターへは行きませんので、大丈夫だと思うのですけれども、タクシーあるいはバス、それから歩いて来られる方も含めて、紛らわしくなるといけませんので、そこは一工夫要るか。地元や奈良医療センターの方とも話をし、こちらで決めるのはどうかとも思うのですけれども、呼んでいただきやすい、お互いにわかりやすいようなものにできるだけ持っていくように話し合いをしていきたいと思っております。

○猪奥委員 病院の名前については、本当に愛称をつけないと事故が起こりかねないです。タクシーの運転手からも、何回も間違えて連れて行ってしまったことがあるとか、医療用カテーテルや注射針などを納入する業者からも、間違えて発注をかけたことがあるというお話も聞きますので、いい名前をつけてください。県からもそのような働きかけをしてくださることは、とてもいいことだと思います。

選挙に関しては、もちろん県選挙管理委員会のことですが、それぞれ皆さん、症状が違うし、どのようなとらまえ方かというのは違うと思いますので、障害福祉からも大いに働きかけがあることが、きっと選挙管理委員会にとってもいい流れだと思います。まさか財産を管理する後見人という制度が、国民の権利である投票権までとっていたなんて、全然知らなくて、多分知らない方もたくさんいらっしゃると思いますので、その辺の周知も含めてどうぞよろしくお願いします。

○梶川委員 それでは2点だけ簡単に質問したいと思います。

1つは、パーキンソンの難病の医療補助について、症状の重症度をヤールと言うらしいのですが、現在はヤール3以上、そして日常生活の知能障害度2以上という、2つの尺度をクリアしないと医療補助が出ない仕組みになっているようですが、平成27年1月から軽症者特例ができて、月に3万3,330円の医療費を負担して、それが年に3回あれば軽症者特例という形で補助が出る仕組みになったようです。このことが、パーキンソンを煩った人に100%徹底していないので、パーキンソン病友の会があるようですが、その人たちからもっと行政でそれを徹底してもらうことはできないのでしょうかという話がありました。その辺の仕組みがどうなっているのか教えてほしいと思います。

それから2問目は、先ほどからがんの話が出ていますが、がん患者の方を在宅で看病している。特に末期の人は奈良県西和医療センターのような急性期の病院で受け入れてくれ

ないので、家で往診をしてもらえるようなことを相談したいのだけれども、どこへ言っているのかわからないというような話もある。きょう西和医療センターへ寄ってきたのですが、例えば、地域医療連携室とか患者支援センターとか大きな看板をかけたところがあって、ここできちんとデータを持って、相談があったらきちんと応じてあげればいいと思うのです。在宅で往診するというのは、がん患者に限らないかも知れませんが、何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○前野保健予防課長 まず、軽症者特例についてでございますけれども、難病の患者に対します医療等に関する法律、こちらが平成27年1月1日から施行されまして、難病の新制度が開始されているところでございます。

医療費助成の対象者の要件ですけれども、指定難病の患者で症状が一定程度以上または高額な医療費を支払っている場合で、この高額な医療費を支払っている場合が軽症者特例と呼ばれるもので、新制度で追加されたものでございます。

なお、高額な医療費とは、対象となります疾病の月ごとの医療費総額が3万3,330円を越える月が申請日の属する月以前の12カ月以内に3回以上ある場合でございます。例えば、3割負担の場合でしたら、医療費の自己負担額が1万円以上の月が3回以上というところでございます。

県の対応でございますけれども、ホームページ等で難病の新制度を広報、周知する際には、要件といたしまして軽症者特例につきましても説明させていただいております。また、新規申請者で症状が一定程度以上でなく、不認定になります場合につきましても、軽症者特例に該当するか否かを申請者の方に確認しているところでございます。しかし、委員がおっしゃっていただきましたように、医療費助成を受給していない患者につきましても県も把握しておりませんので、平成26年12月までの旧制度におきまして、症状が一定程度以上でないため申請を断念した患者さんには十分伝わっていないのではないかと考えているところでございます。このため、患者への周知を図りますために、軽症者特例を周知するポスターを県独自で作成いたしまして、医療機関に窓口での掲示を依頼したところでございます。

続きまして、がん患者の在宅医療についてでございます。県におけるがん患者の在宅死亡割合でございますけれども、平成24年の厚生労働省の調査では16.0%と、全国平均の10.8%より高い率となっております。なお、平成25年度に実施いたしました奈良県のがんに関する患者意識調査におきまして、希望する療養場所について聞かせていただ

きましたところ、在宅医療を受けながら自宅で療養したいとの回答は20.4%ございまして、緩和ケア病棟に入院したいと回答があった17.5%を上回っております。なお、在宅の療養サービスですけれども、自宅でよりよい療養生活を送りますために、さまざまな専門家の方がおられますけれども、利用したいサービスにつきまして、まずは担当医、また委員がおっしゃったように地域医療連携室、がん相談支援センター等の担当者と相談いただきまして、一緒に情報を探していただければと思っているところでございます。以上でございます。

○梶川委員 よくわかりました。パーキンソン病のほうは、日本は何でもそうですが、申請主義で、申請しなかったら対象にならないというところがありますので、患者のグループは何とか申請を100%徹底できるようにしてほしいという願いがあるのです。今言われたように、きちんと県側が、あるいは医療側が把握していない場合もありますので、ポスターで呼びかけるという一つの手法は了解しておきますので、しっかりやってほしいと思います。

それから、もう一つは、がん患者等のデータを患者に流すと。メールで見たら、在宅で往診しますというようなデータもあるのですが、一般の人、特にお年寄りなどが必ずしもメールをやっているとも限らないので、今言った地域医療連携室、あるいは患者支援センター等々でもいろいろな手法をよく検討していただいて、往診ができるような医療機関であるかどうかをできるだけデータを流してもらうように、特にお願いをして質問を終わります。以上です。

○小林委員長 その他、ご発言、ご質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これをもちまして質疑は終わります。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長にご一任願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。どうもご苦労さまでした。